

議案第4号

高根沢町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
改正について

高根沢町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和7年1月22日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

1 概要

人事院勧告を踏まえ、給料月額を引き上げ、期末・勤勉手当を合わせて0.1月分引き上げる関係法律の一部改正に準じ、所要の改正をするものです。

2 改正内容

(1) 高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正【第1条】

一般職員の給料月額を改定するとともに、期末・勤勉手当の支給割合を改定します。

(2) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正【第2条】

特定任期付職員の給料月額を改定するとともに、期末手当の支給割合を改定します。

(3) 高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正【附則第3条】

会計年度任用職員の給与改定の時期について、一般職員の給与改定の時期に合わせます。

3 施行日

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

〈参考〉一般職員に係る期末・勤勉手当の改正イメージ

・期末手当の支給割合

		改正前			改正後		
		R 6. 6月	R 6. 12月	合計	R 6. 6月	R 6. 12月	合計
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員	特定幹部職員以外	122. 5/100	122. 5/100	245/100	122. 5/100	127. 5/100	250/100
	特定幹部職員	102. 5/100	102. 5/100	205/100	102. 5/100	107. 5/100	210/100
定年前再任用短時間 勤務職員	特定幹部職員以外	68. 75/100	68. 75/100	137. 5/100	68. 75/100	71. 25/100	140/100
	特定幹部職員	58. 75/100	58. 75/100	117. 5/100	58. 75/100	61. 25/100	120/100

・勤勉手当の支給割合

		改正前			改正後		
		R 6. 6月	R 6. 12月	合計	R 6. 6月	R 6. 12月	合計
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員	特定幹部職員以外	102. 5/100	102. 5/100	205/100	102. 5/100	107. 5/100	210/100
	特定幹部職員	122. 5/100	122. 5/100	245/100	122. 5/100	127. 5/100	250/100
定年前再任用短時間 勤務職員	特定幹部職員以外	48. 75/100	48. 75/100	97. 5/100	48. 75/100	51. 25/100	100/100
	特定幹部職員	58. 75/100	58. 75/100	117. 5/100	58. 75/100	61. 25/100	120/100

高根沢町条例第 号

高根沢町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高根沢町職員の給与に関する条例(昭和33年高根沢町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第17条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(町規則で定めるものを除く。第17条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」と</u>する。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(町規則で定めるものを除く。第17条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。)にあっては100分の102.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。</p>

(勤勉手当)

第17条の4

2

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75(特定幹部職員にあっては、100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額

(勤勉手当)

第17条の4

2

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75(特定幹部職員にあっては、100分の58.75)を乗じて得た額の総額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
-------	------	----	----	----	----	----	----	----

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
務職員以外	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
の職員	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100

20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100

41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900

62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000

83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			

104	302,500	351,000		
105	302,700	351,500		
106	303,000	351,900		
107	303,300	352,300		
108	303,600	352,700		
109	303,800	353,200		
110	304,200	353,600		
111	304,600	353,900		
112	304,900	354,200		
113	305,100	354,700		
114	305,300			
115	305,600			
116	306,000			
117	306,200			
118	306,400			
119	306,700			
120	307,000			
121	307,400			
122	307,600			
123	307,900			
124	308,200			

	125		308,500					
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年高根沢町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年高根沢町条例第10号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u></p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>392,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>440,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>492,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年高根沢町条例第10号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>427,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>477,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	380,000円	2	427,000円	3	477,000円
号給	給料月額																
1	392,000円																
2	440,000円																
3	492,000円																
号給	給料月額																
1	380,000円																
2	427,000円																
3	477,000円																

4	<u>555,000円</u>	4	<u>539,000円</u>
5	<u>634,000円</u>	5	<u>615,000円</u>
6	<u>740,000円</u>	6	<u>718,000円</u>
7	<u>864,000円</u>	7	<u>839,000円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の高根沢町職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)又は第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の高根沢町職員の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年高根沢町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p>(給与改定の時期)</p> <p><u>第29条 給与条例の改正により給与に改定があった場合であって、会計年度任用職員の給与を改定する必要があるときにおける当該給与改定については、改正後の給与条例の施行の日(以下「施行日」という。)の翌年度以降の給与(施行日が4月1日であるときは施行日以降の給与)について行うものとする。</u></p>

(委任)

第29条 (略)

(委任)

第30条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(町規則への委任)

第4条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。